資料４

施設整備事業の事後評価結果
（令和６年度事後評価分）

機構の施設整備事業（いわゆるハード事業）については、施設整備の完了後３年を経過した年の翌年度に、費用対効果分析の結果をもって事後評価することとしている。

令和６年度は、令和２年度に費用対効果分析手法により採択した事業はなかったため、事後評価は実施していない。